

小板委員、お願いいたします。

○小板委員

私は今日文書で出しているわけですがけれども、最初に座長のほうから言われたとおり、前回障害者自立支援法が施行されてから、今の状況を考えてみると、様々な問題点が出てきていると、その問題点を取り上げて、どうしていったらいいのかということは今後検討するべきであるというふうに言われたわけですがけれども、どうなのかなという中で、一番の基本になっているのは、この障害程度区分というこれが実はこの法律の中の最も根幹に関わることではないかと、この混乱が実は今のような混乱につながってきているというふうに理解をせざるを得ないというのがあります。

先ほどのケアマネの話ではないんですけれども、この障害程度区分では3障害の人たちそのものの的確なケアマネにかわるものではないはずなんです。要するに、支援という支援の度合いをはかるということではなくて、将来に向かって度合いをはかるんじゃなくて、これは明らかに財政的な部分というか、そういうところをねらってきたものだろうというふうに思うわけです。

その仕組みが実は法の中で、例えば利用者の人たちの利用について制限をしたりとか、それからまた事業のほうでいけば、財政を少し楽にするための仕組みをつくったりとか、そういう中で来ているので、ここの部分では相当な混乱があるだろうというふうに見ざるを得ないと。ですから、私としては、障害程度区分というものがどこに欠陥があって、どこにどういうふうになっていくかと。将来的には、明らかにケアマネという、そういう手法が必要だろうというふうに思います。

利用者の人たちがその今の状態をはかって、どれだけ今支援しているか、どれだけのお金を払うという、そういう形ではなくて、将来一般生活ができるような人にするためには、どのような支援が継続的に必要なのかという、そこをきちっと図っていかないことには、利用者の人たちの将来的な生活はあり得ないというふうに思うわけです。ですから、そこに焦点を当てていったときに、果たして今の報酬にリンクするようなことでいいのかどうか、これは法の根幹に関わる問題だろうというふうに思っておりますで、その辺のところは私としては最優先に議論すべきだろうと。そして、それが一定の方向性が出てきた中で、今の制度そのものの様々な例えば地域移行にしても、入所施設そのものが今実際にはグループホームとか、いろいろなものをつくっておりますから、施設全体でほとんどのグループホームは入所施設でやっているわけですね。それが適切かどうかということは、まだ分からないんですね。適切にするためにはどうするかということも必要なんですね。

神奈川県でグループホームが火災に遭ったんですけれども、これはどの程度まで本当かどうか分かりませんが、人災として考えた場合には、ただ単なる施設をこれは福祉施設だから、防災的なことをやればいいのかということではなくて、もう少しグループホーム

がどういった条件でもってつくっていかなきゃいけないか、あるいはグループホームに行く人たちはどんな人たちになっていかなきゃいけないのかということを中心に考えていかなければ、こういう問題はまだまだ続くだろうというふうに思っておりますので、その辺のところも根幹としてお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点ですけれども、この障害者自立支援法の中の4条4項というのがあるんですけれども、ここには障害程度区分のことが書かれておりまして、これが実は政省令のつまり6の人たちはどういう形で調査をして、何点出たら6のランクにいくという障害程度区分の認定のことが全部書かれているわけですね。これが実はどうなのかということも含めて、考えていかなきゃいけないのではないかなというふうに、ですから言ってみれば法律をまずきちっと精査をすることが必要だと思いますし、それによってそこから出てきている政省令というのはどういうものかということも含めて、そうしないと本当に安心できるような、そういう法律にはならないんじゃないかというふうに考えていますので、ぜひともその辺のところは議論の場をつくっていただきたいと、そのためにはそれぞれの障害、3障害あるわけですから、3障害の関係の人たちでもって、小委員会なり何なりつくって、そこで徹底した議論がされることが私は望ましいだろうと。そして、そういう中でもって、この障害者部会が機能していくのではないかというふうに思っております。どうかその辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○潮谷部会長

小板委員の一つの提言という形で受け止めさせていただきます。それぞれのお立場の中からの議論を通して、先般言われましたように、この障害者の自立支援法が大規模な形で考えられて、体制という形で考えられていくのか、マイナーチェンジという形でいくのか、それはこれからの皆様方のご発言にも関わりを持ってくると思います。一つの提言という形で受け止めさせていただきますと思います。

ほかに皆様、ございませんでしょうか。

嵐谷委員。

○嵐谷委員

どうもすみません。

私のほうは、どちらかといえば身体障害のほうで、3障害共通と言われるんですが、非常に共通するというような部分が少ないわけなんです。知的、精神と身体、身体の中でも3つ、聴覚、視覚、身体と分かれて、全部共通するということは考えられないんです。その中であって、地域移行、あるいは住まいというテーマの中で、いろいろ考えているんですが、障害者の中でも知的、精神の方は比較的グループホームということが大体整備されているといたら、ちょっと言葉が違いかも分かりませんが、ある程度事業的に位置づけられておる部分があって、この中で表の8ページ、明らかにグループホームにして

身体障害、228、知的、9,845、精神、7,979、このようにながりの格差があつて、これは一体どうなのか、利用者が少ないのか、あるいはその必要がないのか、そういうところがかなり問題かなというふうにも思いますが、身体の方でも一応そういう形で地域移行ということを望まれる方もあろうかと思ひますが、それには訓練の場としてグループホーム等が必要であらうというふうにも思ひます。

そういうことで、何か3障害が非常に難しいところへ来ておるので、そこらをきちつと整理してからでないと、この論議が前へ行かないような感じがいたします。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員

ちょっと今日は途中で退席しなきゃならないものですから、早目に発言させていただこうと思ひんですが、制度論ということ言うと、公営住宅の話が出てまいりましたけれども、国の住宅政策という観点から見ますと、公営住宅については非常に大きな活用の余地があるだらうというふうにも思ひますね。一昨年でしたっけ、住生活基本法という法律ができて、それからまた今回は法律がどうも成立しないようなんですが、200年住宅の法案が出ていたりして、一般の住宅政策は非常に大きな転換点にあります。

そうすると、公営住宅みたいなものについてはどういふふうにも活用していくのか、あるいは国がそこにも関与する必要があるのかというようなことも含めまして、大きなブランクがある意味できるのかなというのが住宅政策一般の中での基本的な傾向だらうと思ひますね。

そうすると、そういうのをもっと連携というふうにおつしやつたんですけれども、もっと大胆に使う余地があるだらうということが言えると思ひますし、そのことと地方分権の関係はどうなつているのかということをおもちょっとよく自分なりに考えが整理できていないんですが、今回の第1次勧告でも、公営住宅についてはたしかリストに中に入つていたかと思ひますけれども、全体としてどういふふうにも理解したらいいのか、もし事務局のほうで感触があれば伺いたいなというふうにも思ひます。

それで、私は実態については必ずしも詳細は存じないんですけれども、開放型の地域で住む地域生活に移行するということなんですが、そうすると住む場所というのは一番重要なんですが、それが施設ではなくてある種の間態にする。施設ではないし、それから完全に個人の住宅でもないという中間的なものというのは、恐らくいろいろな意味で重要性を持つてくるのではないかなというふうな、やや素人考えなんですけれども、そんなことを考えておひまして、そういう意味でも国交省さんとの関係ということになるとは思ひ

んですが、ここは重点を厚労省さんのほうに移動してしかるべき領域なのかなというふう
に考えております。

それで、多分次の議題なんですけれども、一言だけ申し上げたいのは、もう1つは働く
場という点について、企業のところで税制改正の話、税制の話、議論がちょっと出ていま
したけれども、企業にも支援して、働く場を提供するという点については、企業に対し
てどういうアプローチをとっていくのか、そしてその環境整備をどういうふうにしていく
のかというのが非常に重要だと思うんですが、行政は何かやたらと税金をいじるのが好き
なんですよね。それ以外の手はないのかというふうにいつも思っております、税制は余
り政策的に使うのは本来は好ましくないわけで、そこはそういうふうには知恵を絞ったらい
いかというの、私自身も必ずしも思いつかないんですけれども、何かそれ以外の企業
支援と、働く場を提供するという点をこれは何か知的な産みの苦しみに考える必要があ
るのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

公営住宅が今後地方分権ということで、それぞれの行政体、地方行政体に移行されてい
くという、そういったことと関連して、何かありましたら。

それと、もう1つは企業支援ということについては、次の論議になってまいりますけれ
ども、今後税制以外のところでの企業支援ということを要望として受け止めていただだけ
ばと思います。前段について、事務局のほうからございますならば。

それと、大変失礼いたしました。嵐谷さんのご発言に関連してということで、竹下委員
から関連の声が挙がっておりましたんですが、私は櫻井先生、もしかして関連というふう
にとったものですから指名をしてしまいました、その後で竹下さん、よろしくお願いい
たします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○蒲原障害福祉課長

障害福祉課長でございます。

住宅の話が出ました。おっしゃるように、これから障害がある方の地域での暮らしとい
ったことを考えたときに、従来から割と頭に置いてやっているグループホーム、ケアホー
ムだけじゃなくて、むしろ幅広く住宅政策との連携をしながら、そういう場所を確保して
いくということが非常に大事だと思っております。その意味で言うと、先ほど説明の中にあ
りました。一つはグループホーム、ケアホームをつくるといった意味で公営住宅を活用す
るというのがありまして、これは一応今ある程度いっていますけれども、ただこれは実際
にもっともっと広めていくためには、そういう連携のノウハウ、これは実際には都道府県

レベルで、地方レベルでの福祉行政と住宅行政の連携の中で、実際にこのグループホーム、ケアホームの人たちが借りやすく、使いやすくなるようなマニュアルなんかも整備してやっていくということが非常に大事だというふうには思っています。それが一つ。

もう1つは、住宅政策そのものについて言いますと、これは公営住宅といったものを活用する方法として、今いろいろな直接設置しているような公営住宅というのは当然あるわけですが、公営住宅のいろいろな設置の形態というのは、いろいろな形があるというふうに国土交通省からも聞いております。そういった意味では、街中で住むといういろいろな我々が考えている理念に合うような公営住宅の供給の方法といったことも、これから国交省とよく整理をしていきたいと思っています。国交省と今随分意見交換をやっていきます。

先ほどちょっと触れました地方との関係で言いますと、これは国レベルで一定の枠組みというか、これは政策、あるいは法律に係ることもあるかもしれません。そういうのをつくった後で、ただ実際は確かに県営住宅、市町村営住宅になると思いますので、その意味で言うと県レベル、市町村レベルでの福祉行政との連携、これはちょっと抽象的に言って申しわけないんですけども、實際上、福祉部局の人がちゃんと住宅部局の人とよく顔を合わせて、自分のところの地域のところに障害者のためにどういうふうを活用するかということのをそれぞれのところでやってもらうようなことで、これは我々国交省と連携した上で、いろいろな施策をつくって県、市町村に丁寧に流していくのが大事だなというふうには思っております。

○潮谷部会長

関連ということでございましたので、竹下委員に戻ります。

○竹下委員

資料で言いますと、施設入所者の地域生活への移行に関する状況についての3のところですが、これは僕は嵐谷委員と全く同じ意見なんですけれども、この統計は僕は非常に不完全でちょっと誤解を招くと思うんですよ。なぜなら、例えば地域生活への移行というところに、問題はグループホームなりケアホームへの移行というのは数字で出てくるわけですが、身体障害者は対象になりますか。ならないんじゃないですか。

すなわちどういうことかという、この統計を見ていると、障害別の移行というのは全く見えてこないし、誤解を招く統計ではないか、誤解を招く数字のとり方じゃないかと思うわけです。そのことは何を意味するかという、地域移行を考えたときに、知的障害者と精神障害者と身体障害者、その特性に応じて制度上も全く違う体系をとってきているわけですから、それに応じた統計も出さないと、その後の政策的な分析ができないんじゃないかと思うわけです。

しかも先ほど小板さんもおっしゃったけれども、全くそこも同感で、障害程度区分とい

うものが障害者自立支援法が持ち込んだわけですから、それとの関係で入所要件もあれば、地域移行の条件が違ってくるということは、多分そこに想定されているはずであります。そのことと地域移行が現実はどういう対応になっているのかということについてあらわさないと、政策提言にまで結びつかないのではないかと思います。したがって、3のところの統計はもう少し正確な統計を出して、9月からの議論に結びつけていただきたいというのが1点。

それから、もう1点、2のところの入所者数の増減の内訳でありますけれども、これは平成17年から19年を出してることがさっぱり僕には統計として意味が理解できません。なぜかといいますと、障害者自立支援法は平成18年4月の施行だというふうに思いますので、そうすると政策的ないわば効果としてそれ以前とそれ以後はどう変化しているのかというのが大事なんだろうと思うんですね。

しかも増減を見ていると、数字が三百何人の減少となっているけれども、これはずっと平成10年代なりから見てきたときに、自然的な変動だけ、すなわち入退所者が変動していることと、政策的な位置づけによって変動したものがどう違うのかということも出していただくことが9月からの分析にはどうしても必要ではないかと思いますので、その点の一度数字も出していただきたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

一応、今のところで6ページに関わって、地域生活へ移行したということに関わっての詳細分析、それから入所者の推移というところの中で、起点のとり方と増減の関連性、ここ辺りを9月には明確にしていきたいという嵐谷委員、小坂委員の発言に関連してでございましたので、事務局、今後よろしく願いをいたします。

堂本知事が関連ということでございますので。

○堂本委員

ありがとうございます。

先ほど北岡委員のほうからちょっとご紹介いただきましたが、私ども紙を入れさせていただきました。

そこで主張したいことが2つございまして、家族がなかなか今の段階では特に知的障害の場合なんかは、グループホームで夜間はどうかとか、最終的に年を取ってからどうなるのかということで、安心感が持てない。そのためには、地域での生活が十分に確保できるということが親の安心できるようにすることが必要だろうというふうに考えております。

その場合に、入所施設が果たすべき役割というのが明確であるべきだろうということで

ございまして、そこに書かせていただいておりますけれども、強度行動障害の方、あるいは高齢で知的障害をお持ちの方とか、それから触法経験のある障害の方、そういったような方たちへの支援が現状では地域での支援が大変難しいということがございます。それが今の段階では、現場の職員の使命感で支えられているというような状況にありますので、そのところを余り大まかではなくて、そういった方たちの処遇をどうするのかということと施設の問題と一緒に考えていただきたいということでございます。

もう1つは精神障害者の方たちの退院促進についてなんですけれども、長いこと入院をしておられた方が退院なさるときの支援ということが大変難しいのです。それで、家族からの支援を期待することが大変難しいので、社会全体で支えていくことが大変大事だろうと思っております。

前回もちょっと話させていただきましたけれども、地域医療体制と連携を図りながら、再入院を予防するためにも、一時回避的に利用することができるクライシスハウスのような社会資源がぜひ必要じゃないかと。この前発言はさせていただきましたんですが、具体的に数字を申し上げませんでしたけれども、千葉県市川市でクライシスハウスを県の単独事業でやっております。平成19年度の実績でございますけれども、補助金は県からの補助金なんです、これは350万円です。それで利用された方は何と延べ1,300人もおられる。

精神の場合には、そこでもう1つ大事なことは、いきなり病院ではなくて、そういうことがあることによって、非常にピアカウンセリングが重要視されるということで、ピアの方たち、ご自分が経験した方たちがそこで大変重要な役割を果たしているということもございますので、そういったような社会資源ができるともっとスムーズに退院をし、そして地域への移行ということができるようではないか。したがって、それぞれの障害別、それから障害の中でのまたいろいろな高齢者の身体的な病気を抱えてしまう方とか、それから強度行動障害の方とか、そういったいろいろな障害によっては細かいところにも配慮がとても必要だろうと思っておりますし、それからただどこか出るだけではなくて、先ほどからご意見がら出ていますように、どうやって本当にケアマネジメントを継続的に施設の中から地域へ、あるいは病院の中から地域へというところのケアマネジメントが確立できるような、そういった方策を今度は確立をしていただきたいというふうに思っておりました。

ありがとうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

堂本委員のほうからは資料が出されておりますので、ぜひ皆様目を通していただきたいと思います。事務局のほうにも夏休みに現地調査ということもございますので、ぜひ千葉県のクライシスハウス、それから熊本県にございます地域の縁側づくりもございますので、ぜひ現地を見ていただいて、今後の施策、地域移行ということでの観点も深めていただ

ればと思います。

佐藤委員、何か前半のことで。

じゃ、最後にさせていただいて、後のところの部分も皆さんの論議を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

ありがとうございます。

では、簡単に。

まず、グループホーム、ケアホームのことですけれども、一番大きな問題は単価だろうと、これに尽きると思います。例えば、今日東松山市の市長の坂本委員も来られています。東松山市では社協が、埼玉県は療育手帳、最重度の方はマルA、重度の方はAというふうに言いますが、マルAとAの手帳所有者だけを限定したホームを立ち上げました。数年前です。

私自身も隣の街で同じように、私が当時関連していた社会福祉法人でマルA、Aの手帳を所持する重複障害のある方たちをも含むグループホームをその当時ですけれども、立ち上げました。

そうしますと、両方とも当時から市役所の場合は一般財源を投入しなければいけないし、私が関連していた法人もいろいろやりくりをしながら、法人全体でバランスをとるという運営をしていました。

ところが、自立支援法になってさらにその状態は深刻になって、恐らく東松山市の志も我々も志も同じだったと思いますが、地域で生活をするということは障害の重い、軽いに基本的には全く関係ないことだと。どんなに重い障害があっても、その人が地域で暮らすというチャンスを得て、そしてその人がそちらのほうを選んでいくというようなきっかけを提供すべきだと。

そういう意味では、実験だと思って始めたわけですけれども、実験は実験のまま、実験を維持するのが精いっぱい、これ以上増えていかないという状況になっていまして、少なくともイコールフィッティングだけは約束すべきだと思います。つまりどこにしようとも、その人が同じような障害を持っているとしたら、そこだけはまず保障すべきだと。そして、その上でこれは障害程度区分とは余り関係なく、ケアマネジメントの思想をきちんと入れて、その人がその人なりに自立した生活を営むためにどういう支援が必要か、これは私は前にも発言しましたがけれども、実は日本は1970年の障害者基本法によって、つまり、40年近く前から障害者とは障害を持つ人、障害のある人のことではなくて、障害のために日常生活ができない状態になっている人たちを言うということを行っているわけですから、ケアマネジメントの思想というのはまさにそこに出発点があるはずですので、そこに立ち戻って考えていけば、今のような単価でよいはずはないと思います。

それはさらに近年ICFの考え方を入れますと、例えば施設にいること自身がその人に

とっての障害だという理解だって成り立つわけですよ。つまり障害がこういうふうに重
いから、施設にいなきゃいけないということは恐らくICFの基本的な理念から言えば成
立しないと思います。まさに環境との関係性そのものを評価するということになれば、そ
れは施設にいるということ自身が障害という理解も成り立つわけでありまして、この問題
は、すなわち地域で生活をするということは、非常に根源的な問題も含んでいるわけで、
ぜひとも今度の改正に当たっては、この自立支援法の根幹を守るために具体的にはどうい
う政策をしたらいいかを考えるべきです。

最後に一言だけ申し上げますと、私は基本的に行政にやってほしいことは利益誘導だと思
っています。多くの事業者がどっちを一生懸命取り組んだら、事業として多くの人々に喜
ばれ、しかも生活も安定するか、そういうことを考えていただいて、行政施策を展開すべ
きだろうと。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

佐藤委員を最後にと申し上げたんですが、ちょっとすみません、ここは一言東松山市長
のお話伺わないといけなかなと思います、いかがでございますでしょうか。

○坂本委員

私は、東松山市長に就任して14年になりますけれども、私たちの街では、ノーマライゼ
ーションの街づくりを全ての政策に掲げさせていただいております。「障害」を「生活の
しづらさ」と捉えると、私は障害のないという人は思っておりますので、ノーマライゼ
ーションの街づくりは、全ての市民にとって住みやすい街づくりであると考えています。

もし、1軒の家に住む家族の中に障害を持つ子どもがいたとしたら、家族はもちろん一
緒に寝て、一緒に食事をして、一緒にお風呂に入るわけです。同じ町内、同じ地域でも基
本は同じだと思います。障害のある子どもも、地元の保育園や幼稚園、小学校、中学校に
通って育つのが当たり前だということです。

私は、これまでの障害者福祉の根幹にある問題というのは、障害のある人を分けてきた
教育にあると思っています。それで、全国に先駆けて教育委員会にあった就学支援委員会
を廃止をして、希望する全ての子どもが、どんな障害を持っていても地元の学校に入れる
仕組みに変えました。自分のお兄ちゃんやお姉ちゃんが行った学校、弟や妹が通う学校に、
障害のある子どもも通うことができるべきであると。選択をするのは障害のあるその子自
信にあるのだということを、東松山市では実践をしてきました。

以前の学校教育法施行令には「心身の故障」というような文言がありましたけれども、
そうやって卒業した子が今の特別支援学校を出て、今度は社会で置き去りにならないよう
に、そういう子供たちが、親が先立った後に安心して地域の中で生活ができるように、重

度障害者のグループホームに行政が組むべきだというふうに思っています。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それでは、大濱委員、お願いいたします。

○大濱委員

今の佐藤委員、それから坂本委員のお話の数字は、いみじくも今日のデータに出ていると思うんですが、要は6ページで実質的に地域移行した人が約400名弱、389名しかいないわけです。あと、これは実際の前のページに国としての計画があるわけですが、これですと年間1.3%、施設から地域に出ることになっていますが、実際には本当に地域に出ていません。

何で地域に出てこれられないのかということですが、これは私どももいろいろ幾つかの市町村などにヒアリングをかけています。今いみじくも単価のお話とか、そういう報酬のお話も出たわけですが、これは国庫負担基準の問題や障害程度区分の問題が非常に大きく影響していると思っています。そして、私どもは今データを幾つか持っているのですが、今回出させていただけていません。

たまたまこれは私が関わって相談を受けた事例ですが、高校のときに柔道で怪我をした子のご両親からの相談でした。その子が病院から自分の住んでいた市町村に戻りたいということで、市町村に申請したのですが、それが非常に小さな市町村だったわけです。そうすると、この子の場合呼吸器をつけていますから、ほとんど24時間介護が必要なわけです。そうすると、小さな市町村では障害程度区分が6なので国の国庫負担基準29万数千円ということに縛られて、一日6時間しか出ないとその市町村から答えが返ってきました。そうすると、その子はその街では実質的には住めません。

それで、いろいろな相談を受けまして、やむを得ず東京にこの子を連れてきました。ですが、私どもがその子を連れてきた市町村から非常に嫌がられて、今後二度とこういうことはしないでくれよと、もともと自分たちの住んでいる市町村ではない人を受け入れたと、そういうことをしないでほしいと、はっきり言われている状態になっています。これは国庫負担基準の問題や障害程度区分ごとの単価の問題が非常に大きくて、地域に実質的に移行できないということです。

1年間に直すと約200名程度、2年間で400名という数字しか移行できてないという数字がデータに出ています。将来的に23年度までに1.3%移行できるかということ、恐らく無理だろうという状況です。ですので、今後自立支援法はどうあるべきか、本当に地域移行ということをきちんと目指すのであれば、それなりの資金とか、また障害程度区分の判定について、本当に必要なニーズをどうやって判定していくのかも含めて、9月以降はきちんと考えてもらわないと。そうでないと今までの自立支援法について、この程度の制度だっ

たのかということになってきますので、ぜひ根本的、抜本的な見直しをしていただきたいと思っております。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

大濱委員、お願いですが、ぜひよろしければそのデータをお持ちの部分に客観的な意見等々もお含めいただいて、差し支えなければ今後提供していただくと、事務方にとってもとてもよい資料になるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

広田さん、今の2つに関してでございましょうか。

○広田委員

住まいです。

○潮谷部会長

住ですね。

じゃ、広田委員ので終わりにさせていただいて、次のに移らせていただきたいと思しますので、皆様方よろしく願いいたします。

○中村社会・援護局長

大濱委員のご意見は大変貴重なものだと思いますけれども、ただ資料の読み方についてちょっと誤解があるようなので、一言申し上げますが、平成17年10月1日と19年10月1日で389人、これは減っておりますが、これは地域移行がこれだということではなくて、地域移行は9,344人あったけれども、施設なりの定員が減っていないので、新たに新規入所の方が1万8,556人あったので、入所者数が変化していないということでございますので、自立支援法に対するご批判とか、そこは結構ですけれども、ちょっとデータの読み方だけは訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○大濱委員

局長、そのあたりは分かっています、確かに純減がこういう形だというのは分かっています。九千三百何人減った、九千三百何人が地域に移行したということはよく分かっているのですが、実質的にはその方たちからの差引きの数で八千何人が新たに施設の中に入っているわけですね。

これはどういうことかということ、施設の待機者が相当多い。そのあたりも基本的に問題があるのではないかと。施設の待機者がそのまま施設に流れ込んでいるために、なかなか施設から地域に移行できないと。本来だったら、そのあたりの仕組み、要するに施設の待機者も含めて、仕組み自体もう一回見直していただきたい。そういう意味合いで私は申し

上げているつもりなのですが、よろしいでしょうか。

○中村社会・援護局長

そういう意味合いでおっしゃっているのであれば、そう言っていただいたほうがいいかと思えますし、そういう話と例えば障害程度区分云々の話とか、そういったことはよくつながらなかったものですから、申し上げた次第です。

○潮谷部会長

それでは、広田委員、お願いいたします。

○広田委員

皆さんがおっしゃっているように、障害程度区分は精神障害のほうから言わせていただいても非常になじみのない、いわゆる項目が多過ぎますので、これはやり直していただきたいというふうに思っています。

それと、精神障害者が精神病院から退院するにしろ、親元から離れて自立するにしろ、住居の問題はとても大きくて、おとといでしたか、神奈川県の川崎市に行ったんですけども、今まではサテライト方式のグループホームが認められていたのに、厚生労働省の施策によって川崎市がつかれないようにしたということなんですね。そういうことがもしあれば、さっき公営住居をいわゆるグループホーム化しようとしているわけですから、その辺のことがどうなっているかというのをひとつ聞きたいのと。

それから、例えば公営住居の場合は保証人なしで入れていただけるのかどうか、分かりませんが、民間を借りる場合には必ず保証人が必要になったときに、親が高齢化になり、そして兄弟に頼りたくないと思うときに、公的保証人制度をいわゆる地方自治体で横浜市などはつくっておりますが、地方自治体でそういう制度化できるようなことを厚生労働省としてやっていただきたいというふうに思います。

○潮谷部会長

1点目のサテライト方式に対してブレーキがかかっているということ、2点目の居住サポート事業の実施、これが資料の中にも一応出されておりますが、ここを広田委員からは何かもう少し深めてということでございましょうか。

それでは、お願いいたします。

○蒲原障害福祉課長

1つは、サテライトのところについてはもともとグループホーム、ケアホームというのは幾つかのところに分散して、全体としてできるという整理をしております。したがって、今の事実関係はきちっと確かめたいと思いますけれども、我々としてみると何か、1カ所

にはあると思いますけれども、幾つかのパターンで分散型というものはできるというふう
に認識しておりますので、個別の事実関係については確かめたいというふうに思っており
ます。

それから、保証人の話がございました。これは確かに入居するときいろいろな支援を
するといった意味で居住サポート事業はあります。ただ、先ほど話したとおり、全体で20
%弱の実施予定も含めてということなので、これは居住サポート事業の中でそういうこと
ができるように、現行でもできるところがあるでしょうし、さらに国交省とのいろいろな
連携の中で、例えば高齢者についての保証人の制度について、やられている措置をさらに
勉強して、少なくとも障害と高齢と何か差があるようなことがないようにやっていかな
きゃいけないというふうに思っていますので、そこは対応する方向で考えていきたいとい
うふうに思います。

○潮谷部会長

どうぞ市町村事業に対して、ぜひ県民の皆様方に事業内容をきちっと届ける、広報する、
こういった役割を担っていただかないと、せっかくの施策が届いていないということにも
なろうかと思しますので、その辺はよろしく願いいたします。

それでは、「就労支援と所得保障」に入らせていただきたいと思えます。

どうぞ。

○浜井専門委員

すみません、どこで発言しようか、かなり迷っていたんですが、専門委員の浜井です。

私は専門委員なんですけれども、恐らくある業界を代表しているのかなというところも
ございまして、今日のテーマが地域移行と就労支援ということで、どちらも関連している
ということなので、問題意識を共有していただきたいとか、とりあえず頭出しという
ことで発言させていただきたいと思えます。

私は専門が刑事政策、あるいは犯罪学、犯罪社会学ということで、もともと犯罪者の処
遇というのを専門にいたしております、先ほど堂本委員のほうからも触法経験のある障
害者への支援ということが問題提起とされましたけれども、皆さんある程度はご存じだ
と思えますが、刑事司法の中、特に刑務所と言われている刑事施設の中にはかなり多くの障
害者の方がいらっしゃいます。顕在化された方もいらっしゃいますし、潜在的に障害を持
っている方、知的障害の方、精神障害の方、身体障害の方、それぞれかなりの数いらっ
しゃいます。

これがどうしてそういうことになるのかというのは、恐らくこの法改正をどうしていく
のかということと関連づきますし、そこを話し始めると非常に長くなるので、そこは何か
別の機会があればということにしたいと思えます。もちろん、障害者の方々が犯罪を起こ
しやすいわけではなく、刑事司法の枠組みが障害を持つ方々を前提として作られていない

ため十分な支援が行われていないことに原因があるわけですが、ぜひこの今回の法改正、それを考える上において、例えば2ページ目、あるいは14ページ目のところに、病院だとか地域だとか企業、いろいろ書いてありますけれども、刑務所にいる障害者の方も釈放されるといづれこういうところに関わってくることになるわけですが、刑務所などの刑事施設の中にいる方々を、障害者福祉の枠組みの中で、どういうふうなルートを経由させて社会で生きていくことを支援をしていくのかという、その辺の仕組みも含めて法改正を考えていただければというふうに思っております。

とりあえず今日は頭出しということで。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかに皆様。

箕輪委員、どうぞ。

○箕輪委員

箕輪ですけれども、よろしく願いいたします。

企業の者ですので、就労のところでたくさん話をさせていただきたいと思っていたんですけども、事前に今日いらっしゃっているIBMの荒さんと、今日はちょっと残念ながら事情があって来られない鶴田さんともお話をさせていただいた関係でお話なんです、まず前提として自立支援法で企業の考えるところと言いますと、障害のある方ご本人が自立するための支援を考えるというところに絞って、事業者の方の事情は別に置いておいてこれからお話をさせていただきたいと思っています。

前回は少し最後のほうでお話ししたんですが、地域移行のために努力をされている地域、それから事業者はたくさんあると思うんですが、その結果、今までのサービスとこれから先ますます進んでいったときに、提供するサービスというのが質も量も随分変わってくるはずだと思います。本当にそれこそ就労移行が進めば、ゼロになることはないかもしれないんですが、そういったところが地域に移行していますので、送り出すというよりは移行した後のフォローとか、そういったところになってくると。

そういった場合に、若干事業者の方の話をするとすれば、必要に応じて事業そのものも新しいサービスに移行していく必要が出てくるかと思っておりますので、今のまま抱え込むようなことにならないように、新しい事業にスムーズに移行できたりとか、場合によっては福祉のずっと関わって来られた方の新たな働き先とか、そういったものが保障されてくると、また一段とスムーズに加速するところもあるのかなと少し思っています。

堂本委員の資料にもあったんですけども、障害者手帳というのは福祉とか年金をいただくためのものだと思うんですけども、雇用が進むという意味では雇用率のカウントができればいいということになりますので、そういった意味では今、手帳を取りにくい発達

障害の方とか、いろいろな方のために含めて、雇用率のカウントされるための障害があるということを表に出して就職できるような何かそういった仕組みとか、サービスが用意できると、さらに雇用というのは入社後のサポートも含めて受けられるのかなと思います。

また、就労に向けた支援とか訓練というのは、今日もご同席いただいていますけれども、福祉だけではなくて、労働部局、それから能力開発部局、そして今日いらっしゃってないか、特別支援教育、そういったところでも本当にここ数年でそれぞれが加速的に学生さんなり、失業者の方が就職するための仕組みをたくさんつくっていますので、今日冊子も配られていますけれども、そういったところも含めて、大分同じような仕組みとか制度が重なってきた部分があると思うんですね。ですので、こういったものをいま一度全部並べてみて、整理した上で、強化すべきこととか、抜け落ちてしまっていることとか、そういったものを決めていったほうが良いと思うんですね。今後、福祉の中だけでまたやっていると、実は重なっていたり、本来福祉のところでもやるべきところが薄くなってしまっているということも出てくると思いますので、まずは全てを並べていただくということも一つ、それから新しいものを考えられたらいいなと思います。

本当に国民の税金は限られていますので、有効に使うためには、無理とか無駄とかないような状態で、不足するサービスを補完する形で今後話し合えたらいいなと思っています。

例えば、能力開発であれば委託訓練とか、一般の能力開発校に障害のある方を受け入れるコースというものをできるだけ一般のところにも障害のある方が受け入れられるようなことを考えられていたりですか、特別支援学校のほうも地域の学校で受け入れられるようにとか、とにかく地域、地域ということ意識して、皆さんでより一層そういったところが連携をとりながら、ですから例えば民間の専門学校が地域の中にありますね。そういったところを今はなかなか協力がもらえないとか、あるならばそういったところを通えるようなところを強化していくとか、そうしますと出向いて行ってサポートをするというふうな、若干もしかすると逆にお金がかかることがあるかもしれないんですが、そういったことを考えていくとか、人材紹介会社なんかも、障害のある方の就労について、相当支援をし始めていますので、そういったところとうまくやっていたらいいなと思います。

また、一つ数字のところなんですけど、教育関係のほうにも、文部科学省の審議会のほうに出ているんですけども、特別支援学校の入学者が急増していると。いろいろな事情はあるとは思いますが、今まで多分特別支援がちょっと敬遠されていたりとか、市域が高かったり、逆に下に見られたりするのがあるのかもしれないんですが、ここへ来てかなりの人数が入学をしてきていると。それから、新しい障害の区分というのもできているかもしれないんですけども、そういった意味では今後ますます卒業時に福祉のほうに一時的に関わっていただく、支援していただく必要が出てくるかなと思います。

その中で、先ほど企業の側の事情なんですけど、4月に採用する人ばかりじゃないんですね。過去に18年度だったでしょうか、年間の就職者数が約4万件という数字があったと思